

堺伝匠館（堺伝統産業会館）管理運営業務
仕様書

令和4年12月

公益財団法人堺市産業振興センター

目 次

1. 目的	1
2. 目標	1
3. 契約期間	1
4. 堺伝匠館の施設概要	1
5. 営業時間及び休館日	2
6. 入館料	2
7. 堺伝匠館管理運営に関する基本事項	2
8. 業務内容	3
(1) 伝統産業品及び堺産品等の店舗運営に関する業務	3
(2) 伝統産業品及び堺産品等のオンラインショップ運営に関する業務	5
(3) 出張販売	6
(4) 堺市ふるさと納税返礼品の発送業務	6
(5) 堺刃物ミュージアム CUT 及び TAKUMI EXHIBITION 展示事業の企画運営業務	6
(6) 実演・体験事業の企画運営業務	7
(7) 情報発信等業務	8
(8) 施設及び設備の維持管理・運営業務	8
(9) 売上金等の処理業務	9
9. 適正な人員配置と労働・雇用条件の確保	9
10. 委託料等	10
11. 提出物	10
12. 留意事項	11

1. 目的

公益財団法人堺市産業振興センター（以下「センター」という。）が所有する堺伝統産業会館（愛称「堺伝匠館」。以下「堺伝匠館」という。）は、堺の伝統産業の振興拠点として、堺の伝統産業を多くの人に広く認知させ、身近に感じる機会を提供し、その匠の技術や魅力を訴求するとともに、堺伝統産業品及び堺産品等の売上の向上を通じた支援を行っている。

これらの堺伝匠館の役割を踏まえ、民間事業者のノウハウを活用し、堺伝匠館の認知度向上、売上拡大、情報発信機能強化等による伝統産業の更なる振興と堺伝匠館の効率的な管理運営を図るため、本業務を委託するものである。

この仕様書でいう伝統産業は、次のとおりとする。

- 堺打刃物【経済産業大臣指定伝統的工芸品】
- 浪華本染め（注染和晒）【経済産業大臣指定伝統的工芸品】
- 堺線香【大阪府知事指定伝統工芸品】
- 堺手織緞通（敷物）【大阪府知事指定伝統工芸品】
- 堺五月鯉幟【大阪府知事指定伝統工芸品】
- 昆布
- 和菓子

2. 目標

【年間売上金額】1億7,500万円（令和7年度）

（うち、店舗売上：1億4,500万円、オンラインショップ売上：3,000万円）

【年間来館者数】17.4万人（令和7年度）

3. 契約期間

令和5年4月1日～令和8年3月31日

ただし、受注者決定後、令和5年3月31日までは引継ぎ期間として、業務の引継ぎに協力すること。

4. 堺伝匠館の施設概要（別添平面図参照）

【所在地】堺市堺区材木町西1丁1-30

【竣工年月】2000年6月

【敷地】面積618.18㎡

【建物】RC造3階建て 建築面積478.54㎡ 延床面積943.49㎡

【駐車場】5台

主な施設の構成	施設の概要
【1階南側】 TAKUMI SHOP 〔包丁・砥石〕 ※包丁売場は、一般販売コーナーと事業所別販売コーナーに区別されています。	包丁、砥石の販売
【1階北側】 ・ TAKUMI SHOP 〔伝統産業品・堺産品〕 ・堺刃物商工業協同組合連合会倉庫（賃貸）	包丁、砥石以外の販売
【2階南側】 ・ TAKUMI EXHIBITION 〔伝統産業展示〕 ・堺刃物商工業協同組合連合会事務所（賃貸）	注染和晒、線香、昆布、敷物、堺五月鯉幟、和菓子の歴史、製造工程、製品の展示、映像コーナー
【2階北側】 堺刃物ミュージアム CUT	刃物の歴史、製造工程、用途別製品展示、映像コーナー
【3階】 会議室	会議等に使用できるスペース ※定員9名

※受注者が使用可能な部分は、次のとおりとする。

【1階】 TAKUMI SHOP〔包丁・砥石〕、〔伝統産業品・堺産品〕

【2階】 堺刃物ミュージアム CUT、TAKUMI EXHIBITION〔伝統産業展示〕

【3階】 会議室

【その他】 1階事務所、2階休憩室、2階倉庫

5. 営業時間及び休館日

【営業時間】 10:00～17:00

【休館日】 第3火曜日（ただし、第3火曜日が祝日の場合は翌日）

年末年始（12月29日～1月3日）

ただし、売上向上、来館者の増加及び効率的な運営につながる営業時間または休館日の追加・変更提案を行い、センターが認める場合はこの限りでない。

6. 入館料

無料とすること。

7. 堺伝匠館管理運営に関する基本事項

①目的、目標を達成できるよう運営すること。

②運営にあたっては、来館者に対する利便性向上と安全確保に努め、円滑な運営を行うこと。また、来館者には常に親切丁寧な対応を心がけ、サービスの向上に努めること。

③各伝統産業組合及び取引先等と良好な関係構築に努め、円滑な運営を行うこと。

④来館者の生命、身体及び財産の安全確保に努めること。急病人、けが人の発生時や災害時等の緊急時には、迅速かつ適切な方法を取ること。

⑤配置する人員の勤務形態は、労働基準法その他の労働関係法を順守し、堺伝匠館に

おけるサービスの確保に支障がないようにすること。

- ⑥来館者からの苦情に対しては、必要に応じてセンターと協議を行って適切に対応すること。
- ⑦災害防止、人命救助等緊急の必要があるときは、堺伝匠館の管理運営業務の範囲外であっても受託者の判断により臨機の措置を取ること。
- ⑧堺伝匠館の火気管理を徹底するとともに、防火責任者の選任、消防計画の策定、消防設備の点検等消防法上必要な措置をとり、平素から所轄消防署等と連絡を密にして防火管理の適正を期すること。
- ⑨賠償責任保険については、センターが加入する。
- ⑩堺市の外郭団体であるセンターの施設であることを踏まえ、公正、公平な管理を行うこととし、政治的行為又は宗教的行為と疑われるような活動をしないこと。
- ⑪管理運営業務の実施に際して、仕様書に定めのない事項等や疑義が生じた場合は、適宜、センターと協議を行うこと。

8. 業務内容

(1) 伝統産業品及び堺産品等の店舗運営に関する業務

①取引事業者

TAKUMI SHOP で取扱う商品の取引事業者は、次のいずれかに該当する者とする。ただし、社会的な事件又は問題を引き起こしている者、必要な免許や認可等を受けていない者、公的機関や行政機関から悪質な行為等により、入札参加停止等を受けている者は取引しない。

ア) 市内に製造加工を行う事業所を置く製造業者

イ) 市内に販売を行う事業所を置く卸売・小売業者

ウ) 市内に農水産物を生産、加工、卸、販売を行う事業所をおく事業者

エ) 市内の事業者を主たる構成員とする企業組合、協業組合、事業協同組合及び各組合連合会等の団体

オ) その事業活動が市の経済の活性化やイメージ向上等に貢献しているなど、市にとって有益であると認められる事業者

②取扱商品

TAKUMI SHOP で取扱うことができる商品は原則、次のとおりとする。

加工地 使用原材料	全部堺市内	一部堺市内	全部堺市外
全部堺市内産	○	○	○
一部堺市内産	○	△	△
全部堺市外産	○	△	×

○：可

△：次の要件のいずれかを満たす場合は可とする。

- a. 製造加工の最終工程または重要な工程が堺市内で行われていること。
- b. 堺市内で開発された製法・技術を主に用いて製造加工されていること。
- c. 商品の重要な原材料が堺市内産であること。

×：不可

ただし、堺の伝統、歴史、文化、風土に基づいて事業者が企画した商品、又は堺市の存在をアピールし、イメージアップに役立つ商品、堺市優良観光みやげ品の推奨を受けている商品で、堺伝匠館の販売雰囲気づくりや事業活動に寄与するものは、特例的に認めることができる。

③販売方法

受託販売を基本とし、販売手数料は次のとおりとする。

食品の場合	23%
食品以外の場合	28%
刃物事業者及び砥石事業者の場合	33%

ただし、売上向上及び効率的な運営につながる販売方法の変更提案を行い、センターが認める場合は、この限りでない。

また、電話・FAXでの注文があった場合は、必要に応じて商品の発送を行うこと。

④在庫管理

在庫が不足した場合は、取引事業者に適宜連絡し、速やかに商品を補充すること。

ただし、売上向上及び効率的な運営につながる在庫管理の方法の変更提案を行い、センターが認める場合は、この限りでない。

⑤販促キャンペーン等の企画・実施

適宜、販促キャンペーン等を企画・実施すること。ただし、センターからキャンペーンの実施または他社のキャンペーン参加協力を要請する場合がある。

なお、ノベルティが必要な場合は、前記①及び②に該当する事業者及び商品とし、堺伝匠館オリジナルのノベルティを製作する場合も同様とする。

⑥その他

ア) TAKUMI SHOP〔伝統産業品・堺産品〕の「匠の粹コーナー」は、新商品や若手職人の商品テストマーケティング、「堺キッチン」ブランド、その他コーナーのコンセプトに合った企画商品等を出品するスペースとし、売上向上及び効率的な運営につながる提案を行うこと。

「匠の粹コーナー」コンセプト

- ・既存の粹にとらわれない商品や匠の遊び心が映える商品
- ・チャレンジングな若手職人たちの作品展示販売
- ・ライフスタイルとして取り入れやすい企画展

- イ) 堺刃物商工業協同組合連合会（以下「刃物組合」という。）と相互に連携、協力し、包丁研ぎ直しの受付及び連絡、引き渡し等を行うこと。
- ウ) 堺市の要請に応じて、市が関係する商品（SDGs バッジ、記念切手シート等）の販売を行うこと。
- エ) 販売業務にかかる一切のオペレーション作業、POS レジ等の設備・機器の保守契約、消耗品・什器の購入、補修等を行うこと。
- オ) お客様とのトラブル、事故等が発生したときは、速やかにセンターへ報告するとともにその解決に努めること。

⑦留意点

- ア) 酒類販売など、取扱商品の販売に必要な許認可取得や官公庁への届出を行うこと。
- イ) スタッフに業務の遂行に適する清潔な服装及び名札を着用させること。
- ウ) お客様（団体・ツアー客、外国人、電話・メール・FAX 含む）への対応や商品説明を親切・丁寧に行うこと。特に TAKUMI SHOP〔包丁・砥石〕は刃物の専門的な説明が求められることから、丁寧な商品説明を行うこと。
- エ) TAKUMI SHOP〔包丁・砥石〕は、センターが協定を締結する刃物組合の応援販売員（当番制）と相互協力し、販売を行うこと。
- オ) 外国人の接客は、センターが契約する海外需要開拓コーディネーターが担当するが、状況に応じて相互協力を行うこと。
- カ) 堺の伝統産業の情報発信拠点であることから、伝統産業品については、必要に応じて商品背景、地域、歴史や製造方法等の魅力も紹介すること。
- キ) TAKUMI SHOP〔包丁・砥石〕の事業所別販売コーナーについては、刃物組合が出品事業者を決定する。また、在庫管理は各出品事業者が行う。
- ク) TAKUMI SHOP〔包丁・砥石〕の一般販売コーナー中央ショーケースは、刃物の企画販売スペースとし、商品の入替を定期的に変更すること。ただし、商品の入替を行う場合は刃物組合と協議の上、決定すること。

(2) 伝統産業品及び堺産品等のオンラインショップ運営に関する業務

現行の「堺伝匠館オンラインショップ」の継続運営を基本とするが、売上向上及び効率的な運営につながるオンラインショップの変更提案を行い、センターが認める場合は、この限りでない。

①取引事業者

店舗運営と同様とすること。

②取扱商品

店舗運営と同様とすること。

③販売方法

店舗運営と同様とすること。

④在庫管理

店舗運営と同様とすること。

⑤販促キャンペーン等の企画・実施

店舗運営と同様とすること。

⑥その他

ア) オンラインショップ運営にかかる一切のオペレーション作業、システム保守等を行うこと。

イ) お客様とのトラブル、事故等が発生したときは、速やかにセンターへ報告するとともにその解決に努めること。

⑦留意点

ア) 送料の支払いは次のとおりとする。

オンラインショップの売上	500万円未満まで	500万円以上から
送料の支払い	受注者が行う	センターが行う

(3) 出張販売

堺市又は他団体から堺市内外での出張販売の要請があった場合は、センターが出張販売を行うが、商品の選定、準備等は、センターと協力して行うこと。

ただし、売上向上及び伝統産業の更なる振興につながる独自の出張販売の企画提案を行い、センターが認める場合は受注者自ら出張販売を行うこと。

(4) 堺市ふるさと納税返礼品の発送業務

センターが登録事業者として扱う堺市ふるさと納税返礼品の注文があった場合は、当該品を納税者に発送すること。

<参考>現状の登録商品数及び発送件数：26品、100件程度／年

(5) 堺刃物ミュージアム CUT 及び TAKUMI EXHIBITION 展示事業の企画運営業務

①展示品、什器類、設備等の管理

展示品、什器類、設備等を適切に管理し、汚損、破損、故障等があった場合は、速やかに修繕等を行なうこと。

②展示内容の説明・案内

来館者から展示内容の説明・案内を求められた場合は、原則、その求めに応じること。また、来館者の属性等に応じた説明・案内に工夫を凝らすこと。

③展示品の入替・企画展示の実施

堺刃物ミュージアム CUT の中央ディスプレイ及び TAKUMI EXHIBITION の展示品の入替又は企画展示を定期的実施すること。

④映像コンテンツの企画・制作

堺刃物ミュージアム CUT の映像コーナー及び TAKUMI EXHIBITION のモニターで視聴できる堺の伝統産業の映像コンテンツの企画・制作を定期的に行い、展示の付加価値を高めること。

⑤留意点

- ア) 展示内容の変更等は、伝統産業各組合と協議の上、実施すること。
- イ) 土曜日、日曜日、祝日の午前 10 時から午後 4 時 30 分までは、センターが契約する NPO 法人堺観光ボランティア協会会員が常駐し、展示の説明・案内及び近隣の観光施設等の説明・案内を行うものとする。
- ウ) 外国人への説明・案内は、センターが契約する海外需要開拓コーディネーターが担当するが、状況に応じて相互協力を行うこと。なお、海外需要開拓コーディネーターは、日本人への説明・案内を行うことも可能である。
- エ) 各展示には、英語、中国語（簡体字・繁体字）、韓国語表示ができる二次元コードを掲示している。

(6) 実演・体験事業の企画運營業務

現行の定例イベント（実演・体験）は継続実施を基本とし、随時スポットイベントや堺伝匠館が位置する環濠エリア全体の誘客に繋がる他の団体等と連携したイベントの企画運営を行うこと。

ただし、売上向上、来館者の増加及び効率的な運営につながる追加・変更提案を行い、センターが認める場合は、この限りでない。

①伝統産業のものづくり実演

堺の伝統産業の製造工程等を見学できる実演を実施すること。

なお、現行の定例イベント（実演）は次のとおり。

イベント名	実施日	参加料	謝金	材料費
包丁研ぎ直し	毎週土曜日・日曜日	研ぎ直し料金	不要	不要
包丁研ぎ	毎週金曜日	無	要	不要
和菓子づくり	第 1・4 日曜日	無	要	要

※包丁研ぎ直しは、堺伝匠館において来館者が持ち込んだ包丁を研ぎ直している様子を見学できるもの。

②伝統産業のものづくりをはじめとした体験イベント

堺の伝統産業等の製造体験や伝統産業品の使用体験等ができるイベントを実施すること。また、参加者アンケートを実施し、集計・分析すること。

なお、現行の定例イベント（体験）は次のとおり。

イベント名	実施日	参加料	謝金	材料費
お香づくり	第 2・4 土曜日	無	要	要
包丁研ぎ方教室	隔月 1 回	有	要	要
雪花染め体験	隔月 1 回	有	要	要

③他団体、民間企業との連携イベント

他団体又は民間企業からのイベント等への参画協力及びイベント実施に際しての軽微な作業に協力すること。なお、イベント実施に際し、ノベルティの無償提供を要請された場合は、可能な限り応じること。

④募集・受付

実演・体験イベントの参加者募集及び受付等を行うこと。

⑤留意点

ア) 実演・体験イベントに要する材料費及び講師等の謝礼金を支払うこと。ただし、相手方がこれら費用を必要としない場合はこの限りでない。

(7) 情報発信等業務

現行の発信ツールである堺伝匠館 WEB サイト、堺伝匠館オンラインショップ、堺伝匠館公式 Instagram、堺伝匠館公式 LINE での発信、及びメディア取材対応を行うこと。

ただし、売上向上、来館者の増加及び効率的な運営につながる情報発信手段の追加・変更提案を行い、センターが認める場合は、この限りでない。

①留意点

ア) 堺伝匠館に限らず、環濠エリア全体の誘客を図るため、環濠エリア内の団体、施設等と連携した情報発信を行うこと。

イ) 堺伝匠館内において、観光情報パンフレット等の配架に協力すること。

ウ) 堺市の広報媒体も活用すること。

(8) 施設及び設備の維持管理・運営業務

①施設及び設備の維持管理業務等

施設、設備等の法定点検その他の保守点検、整備等については、施設の快適な環境の維持、来館者の安全確保の観点から、別紙「施設及び設備の維持管理業務等一覧」のとおり業務を行うこと。

ただし、売上向上、来館者の増加及び効率的な運営につながる変更提案を行い、センターが認める場合は、この限りでない。

②備品等の貸与及び購入

現にセンターに設置している器具備品については、センターが受注者に無償で貸与する。その他管理業務に必要な器具備品及び消耗品は受注者が購入して設置する

こととする。

③光熱水費

電気、ガス、水道の契約及び使用料等の支払いは、センターが行う。

④その他

施設及び設備等の簡易な修繕、施設内の清掃、日常の安全点検、施設に対する苦情の対応、その他来館者等の快適な利用に係る適切な維持管理・運営に関する業務を行うこと。

(9) 売上金等の処理業務

- ①売上から前記 8 (1) ③に示す販売手数料を除いた金額を出品事業者へ支払うこと。
- ②販売手数料については、センターへ支払うこととし、刃物事業者及び砥石事業者の売上に係る販売手数料のうち 5%は刃物組合へ支払うこと。
- ③包丁研ぎ直しの売上金額と同額を刃物組合へ支払うこと。
- ④包丁研ぎ方教室の売上金額（参加料）と同額を伝工士会へ支払うこと。
- ⑤クレジットカード、キャッシュレス決済等の手数料を支払うこと

9. 適正な人員配置と労働・雇用条件の確保

(1) 業務遂行に当たっては、次のとおり適正な人員配置を行うこと。

- ① スタッフの勤務形態及び人数は、堺伝匠館の運営に支障がないようにすること。
なお、参考として下記のとおり、現行のスタッフの勤務形態及び人数を示しているが、売上向上、来館者の増加及び効率的な運営につながる勤務形態及び人数の変更提案を行い、センターが認める場合は、この限りでない。

<参考>現行のスタッフの勤務形態及び人数

勤務（雇用）形態	週 4～5 日勤務		週 5 日勤務
	有期雇用	アルバイト	人材派遣
人数	1 名	4 名	2 名

※全員シフト勤務。1日4ポスト体制。

- ② コミュニケーション力に長け、店舗管理・運営の経験を5年以上有する管理運営責任者を配置し、堺伝匠館に常駐させること。
- ③ 店舗販売員として必要なスキルを有するスタッフを配置すること

(2) スタッフの労働条件等についても労働基準法やその他の労働関係法令等を遵守し、適正な取扱いを行うこと

- (3) スタッフの人員確保に際しては、センターが雇用する現有スタッフを優先的に雇用するよう努めること。また、発注者の派遣契約に基づき派遣されている現有の人材派遣スタッフの継続派遣にも努めること。
- (4) センターが雇用する調整担当職員及びセンターが委託契約を結ぶ海外需要開拓コーディネーターは、引き続きセンターが雇用及び委託契約を締結し、堺伝匠館内において業務を行うものとする。

10. 委託料等

- (1) 委託料は、固定支払部分と成果連動部分の合計額とし、次の表に基づき当センターが決定する。

<固定部分> 4,200万円

<成果連動部分> 次の成果指標①②により算出 $A \times (B + C)$

【成果指標①】全売上金額

全売上金額 〔A〕	1億円以上 1.5億円未満	1.5億円以上 2.5億円未満	2.5億円以上 3.5億円未満	3.5億円以上
全売上金額に 乗じる率 〔B〕	5%	10%	11%	12%

【成果指標②】オンラインショップの売上額

オンラインショップ 売上金額	1,000万円以上 3,000万円未満	3,000万円以上
全売上金額に 乗じる率に加算 〔C〕	+1%	+2%

- (2) 支払い時期は、次のとおりとする。

①固定支払部分 年4期に分割し、四半期ごとに前払い。

②成果連動部分 会計年度終了後。

11. 提出物

- (1) 受注者は、当センターに対して次のとおり提出するものとする。

①基本事業計画書及び年度事業計画書

応募等に際し提出した企画提案書をもとに、センターと協議・調整を行い、管理運営業務に関して、基本事業計画書及び年度事業計画書を作成し、次の期日までに提出すること。

ア) 基本事業計画書 契約締結後、委託開始日まで

- イ) 年度事業計画書 翌年度の事業計画書を 3 月末まで
ただし、初年度の事業計画書は契約締結後、委託開始日まで

②日報

次に掲げる事項を記載した日報を作成し、翌日までに提出すること。

- ア) 売上及び購入件数、来館者数状況（団体客及び外国人客の状況を含む）
- イ) 来館者及び取引事業者からの声
- ウ) 販売状況やイベント実施状況等

③月次業務報告書

次に掲げる事項を記載した月次業務報告書を作成し、翌月 5 日までに提出すること。

- ア) 売上状況
（日別、店舗、オンラインショップ、商品カテゴリー別、外国人別）
- イ) 来館者数状況（日別、団体バスの台数）
- ウ) 登録・更新状況（商品数・事業者数）
- エ) 体験イベント等の参加人数及びアンケート結果
- オ) その他、当センターが必要とする事項

④年度業務報告書

次に掲げる事項を記載した年度事業報告書を会計年度終了後、10 日以内に提出すること。

- ア) 収支状況
- イ) 売上状況（店舗売上、オンラインショップ売上、商品カテゴリー別売上）
- ウ) 管理運営業務の実施状況
- エ) 施設の利用状況（来館者数等）
- オ) 来館者意見の聴取状況
- カ) 事故、苦情及び要望の件数、内容とその対応
- キ) 施設及び備品の状況（修繕に関する報告等）
- ク) 目標の達成状況及び自己評価並びに管理運営業務の総括等
- ケ) その他センターが必要と認める事項

- (2) その他、必要なときは、センターの求めに応じて書類を作成し、提出すること。

12. 留意事項

(1) 本業務に関すること

- ①各業界との協議にあたっては、センターの堺伝匠館調整担当職員を窓口として調整を行うこと。
- ②アフターコロナを見据え、外国人観光客の増加対応を行うこと。その際、センターの海外需要開拓コーディネーターと連携すること。

(2) 一般的事項

- ①本業務は、契約書・仕様書・質問回答書に基づき履行するものとする。
- ②委託運営開始までの具体的な計画内容及び作業スケジュール等を当センターと協議した上で決定し、工程表を提出すること
- ③本業務に関して、仕様書などによる判断が困難又は不都合な場合は当センターと協議すること。
- ④受注者は、業務履行期間はもとより業務履行期間終了後も、当該業務で知り得た機密、個人情報等について厳守すること。
- ⑤本業務仕様書に定めのない事項については、当センターと協議するものとする。